営農継続緊急支援事業（令和８年８月大雨被害対策）

令和８年８月２９日からの大雨により、**収穫できなくなった稲の処理**等に要する費用を面積に応じて支援します。

支援を希望する場合は、**被災証明の申請書に圃場の地図と状況が分かる写真を貼付して市町に提出**してください。

対象者

8/29、30の大雨で水稲に被害を受けた市町の生産者
（福井市、永平寺町、あわら市、坂井市、大野市、勝山市）

支援内容

収穫不能となった面積に対し、①②に要する経費について１０aあたり１.５万円を定額で支援

①倒伏して収穫できない稲の除去
②地力回復等のための土壌改良資材等の購入

＊予算の範囲内で支援

支援対象面積

被災した圃場のうち市町が収穫できなかったと認めた面積

＊被害判定は圃場ごとに２５％刻みで判定されます。
＊市町が認めれば事前着工可能

申請経路

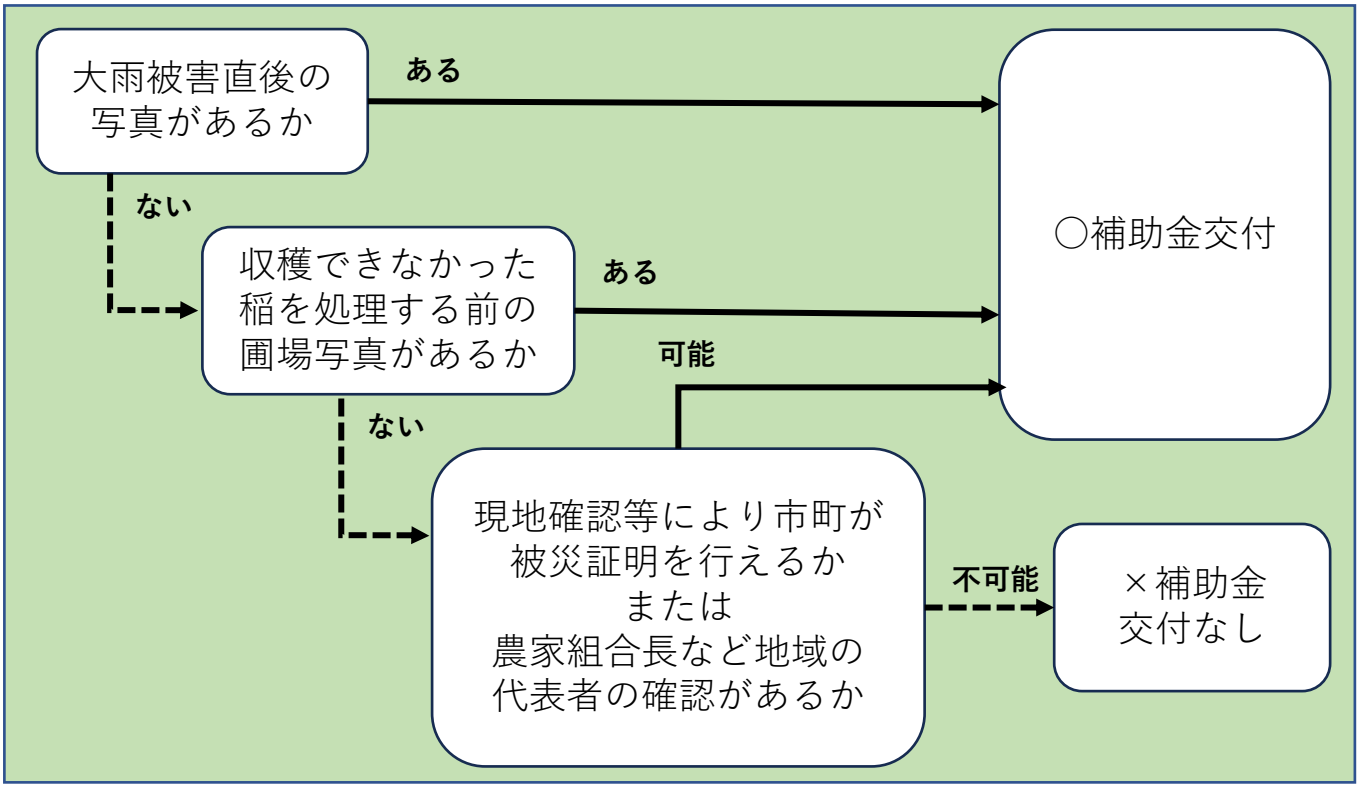
生産者 ⇨ 市町（再生協） ⇨ 農林総合事務所

お問い合わせ先　市町・農林総合事務所・嶺南振興局

福井県農林水産部福井米戦略課

営農継続緊急支援事業（令和８年８月大雨被害対策）

補助金の支援対象判定フロー



申請締め切り、問い合わせ先

申請先：あわら市農林水産課

提出締切：令和８年11月２４日（火）

提出書類：※被災証明申請書、被害状況が確認できる写真

※様式の取得方法について
- あわら市役所ホームページよりダウンロード
- あわら市役所農林水産課（２階）に設置

問い合わせ先
あわら市再生協議会：0776-73-8025
坂井農林総合事務所：0776-81-3222